

2消安第 2509 号
令和 2 年 8 月 31 日

青森県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

動物由来食品循環資源を原料とする堆肥の生産における注意喚起につ
いて

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）が改正され、アフリカ豚熱（ASF）を始めとした家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期すため、食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源）であって、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を原料とする飼料については、加熱が必要なものとして位置付けるとともに、加熱処理条件をより厳しい国際基準に整合させる見直しが行われました。

こうした動物由来食品循環資源を原料とする飼料の加熱処理条件の見直しに伴い、今後、堆肥の原料として動物由来食品循環資源の利用が増加することが予想されますので、ASF を始めとした家畜の伝染性疾病の侵入防止に資する観点から、下記について、動物由来食品循環資源を原料として堆肥を生産する事業者に対し注意喚起いただきますよう御協力をお願いいたします。

記

野生動物が出現するおそれのある野外に設置された動物由来食品循環資源を原料とする堆肥の生産施設においては、

- ① 野生動物の堆肥やその原料への接触をできるだけ防ぐため、
 - ・ 設置されている門、扉、フェンス及び柵等について、破損の有無を確認するとともに、夜間等の人の出入りのない時間帯の戸締りを徹底し、野生動物の侵入を防いでください。
 - ・ 原料である動物由来食品循環資源については、搬入されたまま放置せず、速やかに堆肥場等に投入し堆肥化してください。
- ② 動物由来食品循環資源の堆肥化に当たっては、腐熟・発酵の過程で十分に温度を上昇させ、完熟させるようにしてください。

